

2020年度（令和2年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査
「電力分野のデジタル化におけるアブダビでのビジネス展開可能性調査」
（調査業務委託先公募要領）

1. 本調査の背景と目的

- (1) 中東地域では、近年、電力需要の伸びが経済成長率を上回る状況が続いており、今後もハイピッチで発電能力を増強することが予想されている。その一方で、韓国・中国の参入もあり、プロジェクト・機器・システムの受注をめぐる競争は激化しており、日本メーカーの受注力は総じて低下している。
- (2) サウジアラビア、UAEなど中東地域では極めて大規模な再生可能エネルギーを導入する動きが活発化しており、今後、系統制御の課題解決に関する引き合いも増加するものと予想される。
- (3) デジタル革新は電力分野でも進んでいるため、その成果を活用して中東でのビジネス展開を図ると共に、中東での「質の高い電力インフラ整備」に貢献することが期待される。
- (4) 上記背景の元、中東産油国ではサウジアラビアに次ぐ電力需要があり、大規模再生可能エネルギーの導入に最も積極的なアブダビ市場に展開を図る事で、日本企業の機会創出を図る。但し、電力分野に適用するデジタル技術に関しては、技術革新のスピードが著しい分野であり、対象市場によって必要とされるニーズが異なる。特にアブダビ市場はサウジアラビア市場に比べ、ギガ・ソーラー発電事業は商業運転を開始（現在1,177MW）、2GWの次期ギガ・ソーラー発電事業も建設を開始、また原子力発電所（5.6GW）も商業運転開始間近と発電分野でのクリーン・エネルギー化が先駆的に推進されており、また、発電部門の民営化も進展、送配電も含めた電気事業の分社化・分権化も進んでいる事より、系統制御に求められる技術的水準が高いことから、アブダビ電力市場の現状、エネルギー政策、電気事業体制、既存システムとの過不足等を個別に調査し、必要とされる技術を見極める必要がある。
- (5) 更に、日本が持つデジタル技術を始めとした系統安定化技術の掘り起こしも追加的に実施し、ビジネス機会の拡大を図る事も必要な状況。
- (6) 当センターが実施しているワークショップ、研修等においても、デジタル技術に関する中東からの要請が増えているため、本調査の結果を活用したテクニカル・ワークショップの開催、日本企業によるFSや小規模実証等の支援を的確に実施することを通じて、最大のインフラ需要分野となっている電力セクターでの日本企業のビジネス展開を助長すると共に、中東での「質の高い電力インフラ」の整備に貢献する。

2. 調査内容

電力分野のデジタル化に関して、以下の調査項目を基にご提案ください。

(調査項目として含むもの)

- (1) アブダビの電力に係るキーパフォーマンスデータから技術的な重点課題を想定し、各抽出技術の普及ポテンシャルを想定する。
- (2) 発電（再エネを含む）、系統制御、送電、変電、配電、小売り分野ごとに、日本企業に競争力のあるデジタル化関連技術・サービスを抽出する（技術を有する企業と当該技術の列挙）。抽出にあたっては、米欧（等）の企業とできる限り比較すること。また技術比較に関する解説を付記すること。
- (3) 抽出した技術の中から各社ヒアリングを行い、アブダビ・中東へのビジネス展開の意向や実績などを確認する。
- (4) 上記(1)で挙げられた企業が中東協力センターまたは政府系機関に期待する支援の形態を提案する。

3. 調査方法

ヒアリング実施会社には個別分野に限らず、実績、ニーズを聞き取るとともに、進出意欲のある分野を確認する。

4. 調査期間

契約開始日から 2021 年 3 月 31 日まで。

※報告書提出は 2021 年 2 月 26 日まで

5. 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

6. 成果物

調査報告書（日本語、およびそれらの電子媒体）

2021年2月26日（金）までに、引用先リスト等のAnnexを除き、図表・統計も含めてA4 100頁程度の報告書に当センターが指示する付帯資料を合わせて提出するものとする。また、報告書提出後、要点をまとめ報告会を実施すること。

7. 応募方法

次の項目について作成し、ご提出ください。

- (1) 調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）
 - 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名。
 - 調査計画：調査の具体的方法。訪問先機関名、訪問先人物名を含む調査計画。
 - 調査スケジュール。
 - その他、調査実施に必要な項目。
- (2) 委託費用積算明細書（形式自由）
 - 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
 - 各費用について積算明細を作成すること。
 - 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）
- (4) 応募企業概要（形式自由）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

8. 応募書類提出

- (1) 提出期限

2020年12月8日（火）17時

※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とします。

- (2) 提出先

（一般財団法人）中東協力センター 調査事業公募担当

〒102-0075

東京都千代田区三番町 8-1 三番町東急ビル 7階

電話 03-3222-5022

- (3) 提出手段

持参もしくは郵送

(4) 使用言語

日本語

9. 委託先選定方法

総合評価方式により1社を選定します。

※応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

(注1) 調査に直接従事する者は、次の属性を満たす必要があります。

- ① 電力分野技術に関する十分な知識と経験を有すること
- ② デジタル化関連技術に関する十分な知識を有すること
- ③ 中東産油国に於ける電力技術・市場調査に実績を有すること

(注2) 調査事業者としては、電力・デジタル事業に関する調査、研究等に十分な実績を有する者を優先します。

10. 結果の通知

- (1) 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/>で公表する。
- (2) 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じない。
- (3) 提出書類は返却しない。

11. 問合せ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

一般財団法人中東協力センター

「電力分野のデジタル化におけるアブダビでのビジネス展開可能性調査」

公募担当

西村 nishimura@jccme.or.jp

宮内 miyauchi@jccme.or.jp

電話：03-3222-5022

以上

2020年度（令和2年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査
「電力分野のデジタル化におけるアブダビでのビジネス展開可能性調査」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

2020年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印